

改 正 後	改 正 前
<p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(削る)</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 被保険者の写し</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 二 (略)</p> <p>ニ 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類</p> <p>(3) (2)の意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ハの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>	<p>十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 被保険者の写し</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 二 (略)</p> <p>ホ 患者がハ及びニの書類の確認を行ったことを証する書類</p> <p>(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。</p>

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第三百五十四号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。
 令和六年十一月二十九日
 厚生労働大臣 福岡 資麿
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ワイルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)~(8) (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p style="margin-left: 4em;">①・② (略)</p> <p style="margin-left: 4em;">③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略)</p> <p style="margin-left: 4em;">ウ 分離捕捉型 (新設)</p> <p style="margin-left: 4em;">④ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(10)~(22) (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(23) 大動脈分岐部用ワイルターセット (新設)</p> <p>134~229 (略)</p> <p>230 静脈用ステントセット (新設)</p> <p>III~V (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ワイルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)~(8) (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p style="margin-left: 4em;">①・② (略)</p> <p style="margin-left: 4em;">③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略)</p> <p style="margin-left: 4em;">ウ (新設)</p> <p style="margin-left: 4em;">④ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(10)~(22) (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(新設)</p> <p>134~229 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III~V (略)</p>

1,050,000円
 520,000円
 335,000円

品名	単位	材料価格	品名	単位	材料価格
001 (略)			001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	10,390円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)	1 g	10,300円
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	9,081円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)	1 g	8,991円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	9,176円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	9,086円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,165円	005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,075円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,010円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,045円
007~009 (略)			007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,543円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,560円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	177円	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	179円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	202円	012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	204円
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	244円	013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	245円
014~069 (略)			014~069 (略)		
VII~IX (略)			VII~IX (略)		

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 削除</p> <p>五〜五十四 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 テモソロミド用量強化療法 膠芽腫(初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。)</p> <p>五〜五十四 (略)</p>

○厚生労働省告示第三百五十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の一部及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和六年厚生労働省令第百十九号)の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第二十九条第三項第一号及び第二号、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七条の四の二第十五号及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第八条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する告示

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。